

## 【学位論文審査の要旨】

<本論文の評価>

口頭試問(2017年11月22日、2018年1月10日、同年2月3日実施) および公聴会(2018年2月7日午前10時より5号館143室にて開催)において、審査委員から本論文の評価すべき点について、以下の意見が出された。

第1は研究視点の斬新さ・多角性である。児童虐待対応に関する法制度に視点をあて、制度による当事者の意見表明についてさまざまなアプローチを用いて分析し、あるべき制度の構想へとつなげており、児童虐待対応についてここまで詳細に検討した先行研究は国内には類がない。そして、3つの小課題いずれも、既存の児童虐待防止研究には見受けられない独創的・多角的な着眼点であるといえ、それゆえに、先行研究では未着手であった膨大な文献・資料の掘り起こし、読み込み、分析作業が必要であり、これらの作業は多大な労力を求められるものである。根岸はこの作業に果敢かつ意欲的に、しかも粘り強くとりくみ、その結果、今後の当該分野の研究の進展にとって不可欠な基礎研究として位置づけられる成果をあげたものと考えられる。

第2は、根岸が作成した「参加の権利スケール」は、制度の国際間比較の指標となるものであり、本スケールによって各国制度の位置づけが明確となった。これは、制度の比較分析の方法論として大いに注目されるものであり、根岸自身述べるとおり「法学や社会政策学との架橋にも貢献する」(130頁)のものである。

第3に、これは審査委員共通して本論文の中で最も高く評価できるとした点であるが、先行研究では実施困難とされ、国内外でもほとんど先例のない、実際に虐待を受けた子どもたち12名にインタビュー調査を行い、被虐待児の声から多様な参加のあり方を析出し、従来の子どもの参加権論に対する新たな知見(=子どもの参加権は、積極的な参加だけでなく、消極的なあり方からも構成されるべきであり、また自律性の陶冶のためだけでなく、現在および将来の子ども自身の福祉のために保障されるべきである)を示した点である。被虐待児の声を丁寧に聞き取り、従来の子どもの参加権論に一定の修正を加え、参加権論の深化に寄与したことはきわめて有意義であり、このインタビュー調査の実施・分析は、本論文の説得力に一層の厚みを与えたものといえる。

以上のように評価できる点が存在する一方、課題・問題点も残している。

まず、根岸自身が終章に記述しているとおおり、「参加の権利リスト」の各項目の重要度を明らかにすること、2016年改正児童福祉法の背景を理解すること、参加権論やパターンナリ

ズム論における本研究結果の意味について考察を深めること、親権にかんして検討すべきこと等は課題である。

さらに、審査委員からも、児童虐待にはパターンリズム論が想定してきた事象と異なる要素が含まれるが、この点の分析が十分に行われていないのではないか、ソーシャルワーク論と法制度論の切り分け・接続について整理されていないのではないか、関連法条文得点化の積極的意味について法解釈論と比較してもっと論ずべきではないかといった問題点が指摘された。

これらは、今後、研究を進める中で解決することが期待される。

くり返しになるが、本テーマについてこのような多角的アプローチを果敢に試みた先行研究は今までになく、理論的・経験的側面の検討いずれにおいても粘り強く取り組んだ労作である。口頭試問および公聴会における質問への誠実かつ的確な応答も評価することができる。

以上、本論文は今後の児童虐待防止研究を大きく前進させる貢献を果たすものであり、課程博士論文に値すると審査員全員一致で判断した。